銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第6項に基づく保管に係る銃砲に関する措置 命令に係る処分基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧

処分基準

令和2年1月10日作成

処 分 の 概 要:保管に係る銃砲に関する措置

名:銃砲刀剣類所持等取締法

命令

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

令

法

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教 習用備付け銃に関する措置命令)、<u>同</u>第10条の 4第1項(銃砲の保管)、同第10条の6第6項

## 処 分 基 準:

当該銃砲の保管が法第10条の4第2項又は第 3項に違反している場合は、法第11条第1項第 1号の規定により許可の取消しを行う場合を除 き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保 管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべ き旨の命令を行うものとする。

その他危害予防上必要がある場合(保管基準を 遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限 る。)については、所持者が通常受認すべきと認 められる範囲において、是正に通常必要と認めら れる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべ き旨の命令を行うものとする。

問 合 せ 先:所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考:

新

処分基準

令和●年●月●日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第10条の6第6項

処 分 の 概 要:保管に係る銃砲に関する措置

命令

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、第10条の4第1項(銃砲の保管)、第10条の6第6項

## 処 分 基 準:

当該銃砲の保管が法第10条の4第2項又は第 3項に違反している場合は、法第11条第1項第 1号の規定により許可の取消しを行う場合を除 き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保 管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべ き旨の命令を行うものとする。

その他危害予防上必要がある場合(保管基準を 遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限 る。)については、所持者が通常受認すべきと認 められる範囲において、是正に通常必要と認めら れる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべ き旨の命令を行うものとする。

問 合 せ 先:所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考: